

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 借入物品業務の名称及び数量

情報処理室等パソコン賃貸借業務 一式

(2) 借入物品の仕様

(別紙) パソコン賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 借入期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 12 年 5 月 31 日まで

ただし、次年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。

ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 本件調達公告に物品を納入期限までに納入場所に納入できる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県農林水産部農業振興局農業大学校

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0402 鳥取県倉吉市関金町大鳥居 1238

鳥取県農林水産部農業振興局農業大学校総務担当

電話 0858-45-2411

ファクシミリ 0858-45-2412

電子メール nogyodaigaku@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和 7 年 2 月 20 日（金）から同年 3 月 5 日（水）までの間にインターネットの鳥取県立農業大学校ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/noudai/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和 7 年 2 月 20 日（木）から同年 3 月 5 日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律

(昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者が提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 3 月 21 日(金)午前 11 時 30 分即時開札(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 19 日(水)午後 5 時までとする。)

イ 場所

鳥取県倉吉市関金町大鳥居 1238
鳥取県立農業大学校 第 1 セミナー室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書(様式第 1 号)を作成し、電子メールにより 4 の(1)の場所に令和 7 年 2 月 25 日(火)正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1)の質問については、令和 7 年 2 月 27 日(木)にインターネットの鳥取県立農業大学校ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/noudai/>)によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 機種承認及び事前提出物の提出について

ア 機種承認について

仕様書に記載する参考機種以外の物品を納入する場合は、同等品承認申請書(様式第 2 号)に納入しようとする借入物品が(別紙)パソコン賃貸借仕様書の(別紙 1) 2 の(1)(2)、4 に示す仕様と適合することを証する資料(物品の機種が確認できる仕様書、カタログなど)を添付の上、令和 7 年 3 月 5 日(水)正午までに郵送又は持参により 4 の(1)の場所に提出し、承認を受けなければならない。

イ 事前提出物について

本件入札に参加を希望する者にあつては、7 の事前提出物を作成の上、令和 7 年 3 月 5 日(水)正午までに、郵便等又は持参により 4 の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各 1 部とする。

(1) 入札参加資格確認書(様式第 3 号)

(2) 2 の(4)を証するもの(法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その 1)の写し(地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 28 号)第 10 号様式)等)(競争入札参加資格者名簿に県内事業所の

登録がされていない者に限る。)

8 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年3月10日(月)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県農林水産部農業振興局農業大学校長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和7年3月12日(水)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県農林水産部農業振興局農業大学校長は、説明を求めた者に対して令和7年3月14日(金)までに書面により回答する。

9 入札条件

- (1) 入札は、入札書(様式第4号)により行うものであること。
- (2) 契約に当たっては入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)の額を含めた契約申込金額とすること(消費税不課税、非課税のものを除く。)。課税事業者にあつては、内訳として消費税の額を記載すること。
なお、契約申込金額は1の(3)の期間中の賃貸借料の総額とし、以下の金額を含めること。
 - ア 本件調達機器の搬入、撤去、設置及び接続設定に要する一切の経費(賃貸借期間終了後における撤去、搬出、データ消去及び処分等に要する費用を含む。)
 - イ 保険料
 - ウ 保守(修理(発注者の故意又は重大な過失による故障に係るものを除く。))及び点検)に係る経費
- (3) 賃借料は月ごとに支払うものとし、落札者は落札決定後、直ちに支払内訳書(任意様式とし、各年度及び各月の賃借料及び消費税の額を記載したもの)を4の(1)の場所に提出すること(支払内訳書の内容は契約書に記載することを考慮の上、作成すること)。
なお、契約金額に対する各年度の賃借料(以下「年度賃借料」という。)及び年度賃借料に対する各月の賃借料については、概ね次の割合とする。

年度	契約金額に対する年度賃借料の割合	年度賃借料に対する各月の賃借料の割合
令和7年度	10/60	1/12
令和8年度	12/60	1/12
令和9年度	12/60	1/12
令和10年度	12/60	1/12
令和11年度	12/60	1/12
令和12年度	2/60	1/12

- (4) 入札書は、借入物品の名称及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (5) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (7) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (8) 入札時に、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。
なお、落札者となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退出来ないものとする。
- (9) 郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、送付すること。
なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したもののみならず、
また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- (10) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (11) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない

い。

- (12) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは当該箇所を押印しなければならない。
ただし、金額は、これを改めることができない。
- (13) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札書と併せて委任状（様式第5号）を提出しなければならない。ただし、あらかじめ年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (6) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札
- (7) 記名のない入札書による入札
- (8) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (9) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (10) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

なお、入札が予定価格に達しない場合は、直ちに再度の入札を行う。3回で落札しない場合は、最低価格を提示した業者と随意契約の交渉を行うものとする。

13 契約書作成の要否

要

14 電子契約サービス

発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第6号）を、4の（1）の場所に提出すること。

なお、電子契約締結に同意した受注者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより電子契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

15 手続における交渉の有無

無

16 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 守秘義務

- ア 受注者は、業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - イ 発注者及び受託者は、本業務の履行により取得した個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するものとする。
- (6) 10の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第7号）を、4の(1)の場所に提出すること。
 - (7) 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。
 - (8) 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。
 - (9) 鳥取県議会令和7年2月定例会において本件借入物品に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わない。